○志免町立保育園運営規程

令和元年７月17日志免町告示第26号

改正

令和４年７月６日告示第103号

志免町立保育園運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、志免町が設置する保育園（以下「町立保育園」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設の名称等）

第２条　町立保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 設置場所 |
| 志免町立志免東保育園 | 糟屋郡志免町志免東一丁目１番４号 |
| 志免町立志免南保育園 | 糟屋郡志免町大字吉原674番地 |

（施設の目的及び運営方針）

第３条　町立保育園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第３項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第１項の規定に基づき、児童福祉施設として、保育を必要とする乳児、幼児その他の児童（以下「園児」という。）を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

２　町立保育園は、一人一人の児童の最善の利益を考慮し、家庭や地域との連携を図り、共に育ち合うためのふさわしい生活の場を目指すものとする。

３　町立保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

４　町立保育園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援、地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

５　町立保育園は、志免町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年志免町条例第19号。以下「条例」という。）その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

（利用定員）

第４条　町立保育園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次の表のとおり定める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | ２号（３歳以上児） | ３号 |
| １～２歳児 | ０歳児 |
| 志免町立志免東保育園 | 70人 | 38人 | 12人 |
| 志免町立志免南保育園 | 70人 | 38人 | 12人 |

（提供する保育等の内容）

第５条　町立保育園は、法その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第６条　保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 園長 | 園長補佐 | 保育士 | 管理栄養士 | 給食調理員 |
| 志免町立志免東保育園 | １人 | １人 | 15人以上 | １人 | ２人以上 |
| 志免町立志免南保育園 | １人 | １人 | 15人以上 | １人 | ２人以上 |

(１)　園長は、園務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(２)　園長補佐は、園長に事故があるときはその職務を代理する。

(３)　保育士その他の職員は、園長の命を受け園務に従事する。

(４)　管理栄養士は、園児の発達段階に応じ、０歳児の離乳食及び満１歳以上児の幼児食に係る献立の作成業務に従事する。

(５)　給食調理員は、園長の命を受け、給食の業務に従事する。

（開所時間等）

第７条　町立保育園の開所時間は、７時から18時までとし、保育標準時間認定及び保育短時間認定に係る保育時間は、次のとおりとする。

(１)　保育標準時間認定に係る保育時間　７時から18時までの範囲内で、教育・保育給付認定保護者（以下「保護者」という。）が保育を必要とする時間とする。

(２)　保育短時間認定に係る保育時間　８時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

２　町立保育園の延長保育時間は、次のとおりとする。

(１)　保育標準時間認定に係る保育時間　19時までの範囲内で延長保育を提供する。

(２)　保育短時間認定に係る保育時間　７時から８時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

（休日）

第８条　町立保育園の休日は、次のとおりとする。

(１)　日曜日

(２)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（利用者負担その他の費用）

第９条　町立保育園の特定教育・保育を利用した保護者は、特定教育・保育給付認定を受けた志免町に対し、次に定める額を支払うものとする。

(１)　保育料　志免町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年志免町条例第３号）第３条に定める額

(２)　実費徴収額　保育において提供する便宜に要する費用として入園のしおりに定める費用の額

２　町立保育園は、前項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、使途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得た上で保護者に負担を求めることができる。

（利用の開始に関する事項）

第10条　町立保育園は、志免町から特定教育・保育の実施について利用調整を受けたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第11条　園児が次のいずれかに該当する場合は、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(１)　園児が小学校に就学したとき。

(２)　当該園児に係る教育・保育給付認定の効力が失われたとき。

(３)　保護者から利用について取消しの申出があったとき。

(４)　その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時における対応方法）

第12条　町立保育園は、保育の提供時に、園児に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

２　町立保育園は、保育の提供により事故が発生した場合には、志免町子育て支援課、保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　町立保育園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　町立保育園は、園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償に係る手続きを行うものとする。

（非常災害対策）

第13条　町立保育園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第14条　町立保育園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第15条　町立保育園は、保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

(１)　保育の実施に当たっての計画

(２)　提供した保育に係る提供記録

(３)　条例第20条に規定する志免町への通知に係る記録

(４)　保護者からの苦情の内容等の記録

(５)　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、令和元年10月１日から施行する。

（志免町立保育園運営規定の廃止）

第２条　志免町立保育園運営規定（平成27年４月１日施行）は、廃止する。

附　則（令和４年７月６日告示第103号）

この告示は、公示の日から施行する。